

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合財政調整基金条例

平成 30 年 2 月 26 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の健全な財政運営を図るため、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額及び各会計年度における決算剰余金のうち管理者が定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、災害対応、施設整備その他の管理者が必要と認める事業に係る経費の財源に充てるため、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。